

大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者の候補者審査要領

大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における、指定管理者候補者の選定のための審査方法、審査基準等について必要な事項を定めるものとする。

1. 審査方法

申込団体のうち、一次審査に合格した団体について、選定委員会による二次審査を実施し、指定管理者候補者の選定を行う。

2. 一次審査

（1）審査形式

書類審査

（2）審査内容

①募集要項で示す応募資格を次の書類により審査する。

- ア. 定款（寄附行為等を含む）
- イ. 登記簿謄本
- ウ. 事業計画書・収支予算書
- エ. 事業報告書・収支決算書
- オ. 活動実績
- カ. 財産目録

②管理内容を次の書類により審査する。

- ア. 管理業務に関する企画提案書
- イ. 管理業務に関する収支予算書
- ウ. 管理運営費見積書

（3）失格基準

次のときには失格とする。

- ①募集要項又は申込要項で示す応募資格を満たさない場合。
- ②仕様書等で示す要求水準を満たしていないことが明らかな場合。
- ③指定管理料が市の指定する上限額を上回っている場合。

3. 二次審査

（1）審査形式

面接審査（プレゼンテーション形式）

（2）審査内容

①評価項目

「大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者候補者審査に係る評価表(別表1)」で定める項目により評価する。

②配点

別表1で定める配点とし、100点(11項目×5点、15項目×3点)を満点とする。

③最低基準点

63点(11項目×3点(標準点)、15項目×2点(標準点))

(3) 審査方法

①評価点

各委員の採点した結果を合計した点を評価点とする。

②失格基準点

最低基準点に評価者の人数を乗じたものを失格基準点とし、その点数以上の評価点を得た申込団体を審査の対象とする。ただし、最低基準点以上の評価を行った評価者の人数が、過半数に満たない申込団体は、審査の対象から除外する。

③候補者の選定

評価点を基に、指定管理者の候補者としての順位及び指定管理者の候補者として最も適当な団体の選考について審査する。申込団体が1団体の場合も同様とする。

なお、全ての申込団体が(3)②で定める失格基準点未満の場合は、指定管理者の候補者としての適否について審査する。

④同点の場合は、同点の者を対象とした決選投票又は会長裁決で決定する。

⑤次点者の再選定

指定管理者となるべき団体として選定された申込団体が、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき又は新たに判明した事実により、施設の管理を行うことが不適當であると認められたときは、(3)②で定める失格基準点以上の評価点を得た申込団体で、順位が次位にある申込団体を、指定管理者の候補者として最も適当な団体として再選定する。

なお、順位が次位以下にある申込団体が(3)②で定める失格基準点に達しない場合は、指定管理者の候補者としての適否について審査する。

附則

この要領は、令和2年7月13日から施行する。